

在来工法による 木造住宅耐震診断についてご案内

一般社団法人富山県建築士事務所協会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最悪の6千人を超える犠牲者を出した忌まわしい大惨事となりました。

この犠牲者の8割以上が倒壊家屋による圧死であると言われており、住宅、とりわけ大多数を占める既存木造住宅の耐震性の向上は、地震対策上欠くべからざることですが、残念ながら遅々として進展しないのが現状です。

一方、何時起きてもおかしくないと言われて久しい「東南海地震」の発生がいよいよ間近との数学理論による予測が学会でも発表されて以来、公共建築物については積極的に耐震診断が実施されており、着実に地震対策が施されてきています。

このようなことから、富山県では、平成15年度、震災に強いまちづくりを促進するため、一戸建て木造住宅の耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を助成する支援事業を新たにスタートしました。そこで、これまで県内建築物の耐震診断・耐震改修の推進を図ってきた本協会としては、その支援業務の実施機関として、協力させていただいています。

つきましては、是非この機会に我が家の地震に対する強さを診断されることをお勧めいたします。

耐震診断費用の個人負担額は、

◎延べ面積が280㎡以下の場合

図面がある場合 …… 2,000円

ない場合 …… 4,000円

◎延べ面積が280㎡超の場合

図面がある場合 …… 3,000円

ない場合 …… 6,000円 です。

お申込み用紙については裏をご覧ください。不明な点は、当協会事務局におたずねください。

(TEL 076-442-1135)

木造住宅耐震診断申込書

まず、次のことをご確認ください。

- 建設時期 着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前のもの
- 構造 在来構法による木造
- 階数 平屋 又は 2 階建てのもの
- 建て方 一戸建て住宅
- 用途 併用部分(店舗・作業場等)がある場合は
その部分が全体の半分未満である
- 増築 昭和 56 年 6 月 1 日以後の増築部分がある場合は
その部分が全体の半分未満である
- 適法性 違法建築物ではないもの

すべての項目にあてはまる建物は「富山県木造住宅耐震診断支援事業」の対象となりますので、診断をご希望の方は、下記の必要事項を記入し、ファックス又は郵送で、お申込みください。

お 名 前	
診断する住宅の 所 有 者	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> その他()
診断する住宅の ご 住 所	(〒 -)
お 電 話 番 号	
連絡先電話番号	昼間、こちらから連絡をとれる番号をお願いします。